

○議長（茅沼隆文）

再開いたします。

午後 3 時 3 5 分

○議長（茅沼隆文）

引き続き一般質問を行います。

それでは、4 番、下山千津子君、どうぞ。

○4 番（下山千津子）

4 番議員、下山千津子です。通告に沿って、2 項目の質問をいたします。最初に子育て支援施策の現状と進展について。

平成 1 5 年ごろから少子化時代の到来といわれ、子どもたちは日本の将来を担う宝として、家庭・地域・学校で大切に育てる仕組みづくりが構築されつつあります。

開成町では、第五次総合計画の中で、基本姿勢として、「いつまでも住み続けたいと思えるまちづくり」と掲げ、人を育てる環境が整った質の高い町を目指すとし、約 1 0 年後の平成 3 4 年ごろまでは、人口の増加がピークで、1 万 9 , 3 0 0 人程度推計してございます。我が町へ子育て世代の方が転入されてきた時に、その方々が、一日も早く地域に溶け込んで、不安や悩みを解消し安心して子育てや生活ができるような環境の開成町になったならば「転入してきて非常によかったな」という思いを深くすることでしょう。

既存の子育て支援センターも十分やっていただいておりますが、民間でも「M O K U M O K U キッズ」など、就学前の子どもたちの居場所づくりということで、活発に自治会でサークル活動を行っているグループもあります。

そこで、次の子育て支援に係る幾つかの項目の質問をいたします。

①保育所の状況について、ご説明をお願いします。②放課後児童クラブの今後について伺いいたします。③転入者への子育て支援制度及び仕組みなど、全般の P R について（チラシ・案内）など、どのようなお考えをお持ちでしょうか。

以上、1 項目の質問をいたします。

○議長（茅沼隆文）

町長。

○町長（府川裕一）

それでは、下山議員の質問にお答えします。一つ目の保育所の状況について、開成町における保育所の入所状況、平成 2 5 年度見込みでは、月平均で、酒田保育園 1 5 7 名、酒田保育園上島分園 1 5 名、酒田みずのべ保育園 1 0 2 名、町内保育園計 2 7 4 名、町外全保育園 3 0 名を加えて、総計 3 0 4 名と見込んでおります。入所待機者は 3 月現在で発生しておりません。それに対し、町内の保育所の定員は、酒田保育園 1 5 0 名、上島分園 3 0 名、酒田みずのべ保育園 9 0 名、合計 2 7 0 名となっております。現在、待機児童対策として、入所の円滑化を図るために、定員を超えての入所が認められております。ただし、定員超過が恒常的に継続しているきは、定員の見直しが必要になってきます。恒常的というのは、連続する過去 2 年

度において、定員の120%以上の状態を指しますが、平成23年度に新たに30名、酒田保育園上島分園の開園で、定員の見直しをしなければならないレベルには、平成23年度以降になっておりません。

現在の入所傾向としては、新学期の4月では、例年定員を少し超過する状況ではありますが、5月以降における育休明けや、新生児の入所者により、年度末に向けて、月ごとにその割合が高くなる傾向があります。

議員が言われるとおり、第五次新総合計画では、年少人口は少しずつ増加しており、第五次新総合計画の期間中においては、入所者数の動向により、定員の見直しや、保育所整備の補助金を活用しての保育所整備の必要性を常に見きわめながら、入所待機者が発生しないように保育事業を進めていきたいと考えております。

二つ目の放課後児童クラブの今後について、放課後児童クラブの利用者数は、平成25年度見込みでは、月平均で開成小学校を対象とする第一次学童では、1年生24人、2年生23人、3年生23人で、計70名、南小学校区を対象とする第二学童では、1年生25人、2年生26人、3年生11人で、62人となっております。合計で132名の利用者数になっております。定員はともに60名で、定員を超えての対応となっております。現状に加え、今後の利用者数の想定を見ると、保育スペースを確保する必要が出てきております。

現在、文部科学省及び厚生労働省による放課後子どもプランでは、放課後子ども教室と放課後児童クラブとが連携して、総合的な放課後対策を推進するという基本的考え方が示されております。また、平成27年度から実施予定の子ども子育て新制度において、平成25年度中には、具体的に放課後児童クラブのあり方が示されます。それをもとに、長期的な視点をもって、具体的な検討を進めていきたいと考えております。

なお、子ども子育て新制度では、保育所及び放課後児童クラブ以外にも、子育て支援センター等も含めて、子育て支援全体について検討されることになっております。

第五次開成町総合計画では、次代を担う子どもたちを育むことを開成町のまちづくりの中心に捉えております。国の動向をできる限り早く把握、分析し、将来に向けて、開成町にふさわしい子育て支援施策の構築を組織的に進めていきたいと思っております。

三つ目の転入者の子育てへの支援全般のPRについて、転入者に対しては、転入に伴う手当、申請等の際に、子育て支援センターの紹介や、チラシの配布のほか、保育所や、幼稚園入園の相談等も実施をしております。また、転入した2歳以上就園前の子どものいる家庭に対し、母子保健推進員さんが、町内で遊べる公園や、医療機関情報、自治会館等の場所や、子育て支援センターの案内のチラシを持って、個別に訪問し、情報提供を行っております。

開成町の自主的な子育て支援サークル等の情報は、現時点で町として集約していませんが、ファミリーサポートセンターや、子育て支援センターの拡充とあわせて、

情報発信のあり方を検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（茅沼隆文）

下山千津子君。

○4番（下山千津子）

再質問をさせていただきます。神奈川県では、待機児童問題は深刻化している中で、開成町に入所待機者は発生していないということですが、実際に現場では狭いスペースに子どもたちがあふれている状況を目にいたしました。

開成町の子育て支援センターの現状は、曜日ごとにさまざまな事業を展開してございますし、町の施策も理解するところでございます。近隣の町では、総合的なセンター経営もされており、開成町の子育て中のお母さんは、午後からそちらの町を利用されており、総合的なセンターを望む声も大きいと伺ってございます。

町としては、その点はどのようにお考えでしょうか。お聞きいたします。

○議長（茅沼隆文）

福祉課長。

○福祉課長（遠藤伸一）

お答えいたします。保育園につきましては、基準の中でやっております。今、お尋ねの子育て支援センターにつきましてはでございますけれども、今、センター型ということがありましたけれども、開成町では、現在、拠点型ということで、子育て相談、あるいは午前中の拠点施設での母子の方の対応をしているというような状況でございます。

センター型というのは、恐らく議員さんの言われているのは、近隣の市町村なんかで若干取り入れている、午前・午後開いていて、いつでもお父さん、母子の方が来られるということだというふうに思っておりますけれども、開成町では、第五次総合計画の中で、開成町でまだやっていないファミリーサポートと、いわゆる個別に子育てのニーズがある方に対して、その子育ての有償ボランティアですけれども、そういう方々をあてがっていく方法を早急に26年度には入れていきながら、さらに議員のご要望の子育て支援センター等につきましても、年少人口の動向等を踏まえながら設置を進めていくという考え方でございます。

以上です。

○議長（茅沼隆文）

下山千津子君。

○4番（下山千津子）

町の進展策も今ご答弁いただきましたが、通告でご紹介いたしました、民間でMOKUMOKUキッズという、民間で自然発生的にお母さん同士が子育てをするのに、ご自分が必要な場づくりとして、自治会館を利用して、サークル活動を行っております。平成17年から毎週水曜日の午前10時から12時前までには終了する形をとり、月4回実施され、8年続いております。子どもの増加が見込まれる中で、

このような民間で、また自治会館のサークル活動もさらに必要かと思いますが、その点はどのようにお考えでございましょうか。

○議長（茅沼隆文）

福祉課長。

○福祉課長（遠藤伸一）

お答えをいたします。MOKUMOKUキッズのこの関係での質問かと思いますが、確かにそこは地域で、あるいは自治会の確か福祉部と連携をしているというような形での非常に地域で自主的で、お母さん方の不安を解消したり、あるいはお母さん、子どもたちの場づくりとして、非常に素晴らしいものだなと思っております。そこら辺につきましては、なかなか直接的な支援は町としてする予定はございませんけれども、ぜひ、自治会活動等との連携、あるいは子育ての事業の関係の中でそういうことをやっている地域もあるよということも、一つ情報発信をしながら、地域にそのような集まりというの、恐らくそれを進めている保護者の方々のお力ではございますけれども、そういうところへ、そういうことをやっていくようなことを促していくような対応はしていきたいと考えております。

○議長（茅沼隆文）

下山千津子君。

○4番（下山千津子）

町の公民館や、自治会館の使用規定もさまざまです。他の地域にも気軽に見学に行けるシステムを町と自治会の協働によるまちづくりの一環として推進が必要かと存じますが、その点でのお考えはいかがでしょうか。

○議長（茅沼隆文）

福祉課長。

○福祉課長（遠藤伸一）

その点については、まさに議員さんのおっしゃるとおりであります。自治会同士の連携というの、各地区であると思いますので、特にまた、ほかの地域を見に行っちゃいけないというふうな制限もないと思いますので、議員のおっしゃられるとおり、そういうことが進んでいくことを望みます。

○議長（茅沼隆文）

下山千津子君。

○4番（下山千津子）

ぜひよろしくお願ひしたいと思います。町に成功事例がありますので、モデルケースとして参考にされ、子育てサークル団体が一つ一つ増えて、笑顔あふれる元気な開成町に展開できたら素晴らしいと思います。

二つ目の質問ですが、放課後児童クラブの今後について、第一学童も、第二学童も、25年度は60名の定員を超過しているようですが、中には4年生まで預かってほしいという要望があるというので、実際に伊勢原の13のコミュニティクラブで実施していると言われて、行ってまいりました。お聞きしたところ、やはり福祉

部が担当してございました。伊勢原の市役所でございましたが、４年生まで預かるようになったのは、そのきっかけは、保護者の要望が半数以上あったからということでした。開成町にそのような動きがございますか。

○議長（茅沼隆文）

福祉課長。

○福祉課長（遠藤伸一）

お答えいたします。今、伊勢原市さんの例で、保護者の要望というようなことでございましたけれども、確か教育委員会でやっています、放課後の教室の社会教育委員会の関係のアンケートの中でもやはり３年生以上、４年生以上をやってほしいという要望が出ていることは承知をしております。今、議員の質問の中にありましたように、定員を若干今超えているということで、町長の答弁にもありましたけれども、やはりまず場の確保という部分の見込みを立てていかなければいけないということがあります。それで確かに以前に比べて、４年生、５年生、６年生もやってほしいということも、個別には、私の福祉課には来ておりませんが、そういうニーズがあると。

また、加えますと、新たな子ども子育て支援法というのが２５年４月１日から施行されて、実際は２７年度から動いていくわけですが、その中でも国の動きとしては、そこら辺の年齢を上挙げていこうという方向性も検討されているようでございます。

開成町としては、今後、場所の確保も含めながら検討を考えていかなければいけない。そういう項目だと思っております。

以上です。

○議長（茅沼隆文）

下山千津子君。

○４番（下山千津子）

ぜひ、父兄のご要望もたくさんあると聞いてございますので、よろしくお願いしたいと思います。

三つ目の質問で、転入者への子育て支援全般のＰＲでございますが、その中で先ほどご答弁いただきましたが、母子保健推進委員さんのお話がありましたが、おしゃべり会などの活動をされているということは認識してございますが、自治会の中で拡大しているとも伺ってございますが、現在、全自治会に対しまして、具体的に母子保健推進員の方はどのようなかわりをもって活動をしていらっしゃいますか、お示しく下さいませ。

○議長（茅沼隆文）

保険健康課長。

○保険健康課長（田辺弘子）

母子保健推進員さんのことなので、私のほうからお答えしたいと思います。一応母子保健推進員ということで、地域子育て支援のネットワークづくりのきっかけに

なればということで組織をしています。声かけ訪問ということで、それぞれ三、四カ月あと七、八カ月の検診の前、あとそれ以外に２歳以降の転入された方に就園前ということで、転入者に対して、個別に声かけ訪問を行っております。地域での育児おしゃべり会は、岡野、金井島のように小さいところ一緒にやっているところもございますけれども、それぞれの自治会によって、福祉部と一緒にやったり、民生・児童委員さんと一緒にやったり、あと独自でやったりというところで、それぞれ地域の状況によって、ちょっと異なるのですけれども、それぞれの自治会の中で活発に活動をしていらっしゃると思います。

○議長（茅沼隆文）

下山千津子君。

○４番（下山千津子）

母子保健推進員さんも充実して、地域で活躍されているというお話を伺いました。

次に、転入者への子育て支援全般のＰＲでございますが、町の福祉課に２０代の転入者の女性が、パンフレットをいただきに行ったところ、担当者の対応が親切で感じがよかったと申しております。そのパンフレットに、先ほど申し上げました民間のＭＯＫＵＭＯＫＵキッズですが、皆さんご存じない方が多くいらっしゃいます。そういう点で、先ほど遠藤課長からもお話がございましたように、ＭＯＫＵＭＯＫＵさん、広く町にご紹介くださればありがたいと思いますので、先ほどのＭＯＫＵＭＯＫＵキッズのご紹介のパンフレットを転入者にお配りしたら、より親切かと思いますが、その点はいかがでございましょうか。

○議長（茅沼隆文）

福祉課長。

○福祉課長（遠藤伸一）

お答えいたします。上延沢地区という部分でやっておるようでございますので、ぜひそういう内容を提供していただければ、窓口で配付するということは、全然問題なだろうというふうに思います。

また、自治会のチラシ等でもアピールしていただく。また、これはほかの課の関係かもしれませんが、そういう先進的な事例を広報等に紹介してよというアプローチもあろうかというふうに思います。よろしくお願いします。

以上です。

○議長（茅沼隆文）

下山千鶴子君。

○４番（下山千津子）

ぜひ、よろしくお願いいたします。次に、２項目の町有施設の利用及び運営の改善についての質問をいたします。

開成町は感性と創造を育む文化と教育の町と、うたっております。町民の芸術や文化活動を支援する施設として、開成町町民センターや開成町福祉会館、各地域の自治会等があります。

開成町の芸術、文化活動は、開成町文化団体連絡協議会に所属する30の団体がございます。年1回開催される開成町文化祭において日ごろの活動成果を披露しております。これらの団体が普段の練習で施設を使用する場合や、その他の営利目的ではない団体等に対して、町の施設使用料の減免制度が適用されております。

しかしながら、開成町福祉会館は、平成23年4月の要綱改正により、福祉と健康推進の団体に対してのみ使用料を減免するとし、文化・芸術、教育の団体に対しては、使用料の減免制度が適用されなくなりました。そこで、次の項目の質問をいたします。

①福祉会館の減免の状況について、お伺いいたします。②町民センター使用料と利用団体の現状についてお伺いいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（茅沼隆文）

町長。

○町長（府川裕一）

下山議員の2項目についてお答えしたいと思います。まず、一つ目の福祉会館の利用料金及びその免除と減額については、条例及び施行規則で定められております。その内容は、別添の資料のとおりであります。福祉会館は、高齢者、障害者等の社会参加や、地域福祉活動の振興を目的に施設として建設をされており、その目的に沿って、基本利用料金については、利用しやすい料金設定となっております。その中で利用料金の免除と減額は、必要最低限の設定とし、資料に示す規定により対応をしております。

資料の下半分に記載してあります。利用料金の減免の、1から4については、利用料金を全額免除しており、5から7については、2分の1、あるいは3分の1の減額を行っています。なお、5から7の減額については、規定では、指定管理者が認めるとなっているように、町と協議しておりますが、福祉会館の指定管理者である開成町社会福祉協議会に一定の裁量権を認めているものでございます。今回、議員より減額規定の運用見直しについて指摘をされておりますので、見直し内容についてご説明をしたいと思います。

該当する項目は、利用料金の減免の5です。運用見直しは、自治会長連絡協議会、各町内自治会、町内の子育てサークル、健康増進サークル、文化振興サークル及び開成町から補助金等公費が投入されている団体が該当しておりましたが、平成24年4月からは、町内の文化振興サークルを対象外とさせていただきました。その見直し変更の理由としては、一つは、受益者負担の適正化という要素です。減免団体に対して行った減免額が、平成22年度690万100円、平成23年度774万2,870円と大きくなっております。減額団体を絞り込んで、利用者の方にはもう少し受益者負担をお願いしようというものであります。

二つ目は、開成町民センターとの設置目的でのすみ分けという考え方です。福祉会館の主な設置目的は、高齢者の社会参加と地域福祉の振興であり、開成町民センターの主な設置目的は、文化振興であります。ただ、その中で福祉会館の多目的ホ

ールは、町民センターになかった収容人数最大458人の大きなイベントホールの要素として文化振興も含めた多目的性を有しております。町文化祭の芸術発表等が行われております。町文化団体連絡協議会については、開成町補助金を受けている団体として、2分の1減額対象であります。

議員ご指摘のとおり、町では、町民の自主的な芸術活動、文化活動を支援する方針を新総合計画においても引き続き示しております。

平成24年度の減額規定の見直しで、減額団体を縮小しましたが、町の文化・芸術の振興のための多目的ホールを制限するものではありません。ときには、広く町民に、その活動と文化をアピールする場としていただいて、町や教育委員会の後援を求めるなどの方法をとってはいかがでしょうか。町の文化、芸術に寄与すると認める者については、後援という対応も可能であります。その場合は、7の適用を受け、減額が可能になります。

二つ目の町民センターについてですが、利用料金及びその免除と減額については、条例及び施行規則で決められております。その内容は別添の資料のとおりであります。町民センターは、町民の学習、文化活動の推進等を目的に設置されており、その目的に沿って基本使用料については、利用しやすい料金設定となっております。その中で使用料の免除と減額は、最低必要源として資料に示す規定により対応をしております。

今後においては、町民にとって大きな財産の一つである、町民センターと福祉会館については、さらに活発に多くの住民の方に使われるよう、また、末永く使われるよう、それぞれの設置目的に沿って進めていくことが重要であると考えております。それには、町民による子育て活動や、福祉活動の活性化、また、文化芸術や生涯学習等の活動の進展を進め、利用団体の育成を誘導していくことが必要であります。そして、その活動の場として使いやすい施設という運営を進めていきたいと思っております。また、建設してから、町民センター24年、福祉会館は、18年が経過しており、末永く使用していくために、長寿命化していくための維持管理とその費用が必要になってきております。そのための受益者負担の原則もしっかり考えていかなければならないと思っております。

今回ご指摘いただいた福祉会館の減免の基準についても、各種団体の利用実態や、施設の稼働率を捉えながら、見直しについても今後も進めてまいります。また、町民センターについても、福祉会館とバランスをとりながら、その運用を進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（茅沼隆文）

下山千鶴子君。

○4番（下山千津子）

それでは、再質問をさせていただきます。ただいまの町長答弁に福祉会館の設置目的として、開成町福祉条例第2条の最初の部分を述べられました。後半の部分で



は、地域福祉活動の振興並びに町民の福祉の向上に寄与するための施設とございます。また、社協だよりの表紙にも、社会福祉協議会は、「住民の皆さんの参加と協力によって運営されている、地域福祉を進める民間団体であり」と、うたっております。それは高齢者から障害者、子どもたちとさまざまな分野で老若男女の方々が、地域福祉活動の振興を行います。との思いで、常に全面に出して定義されると私は解釈します。

福社会館利用料金の減免について、社協だよりの平成２３年１２月５日号、平成２４年３月１日号、そして、２５年、今月ですが、３月１日号と３回にわたって掲載されてございます。今月の社協だよりの中で、福社会館利用料金が減免されるものについて、その文言の中に各地区子ども行事など、と記載されております。「など」というところでは、広い意味で捉えることができます。広く子どもたちの教育文化を推進する団体も該当すると考えますが、その点いかがでございましょうか。

○議長（茅沼隆文）

福祉課長。

○福祉課長（遠藤伸一）

ご質問にお答えいたします。社協だよりの広報、あるいは町で整理しておりますものとしましては、今現状で利用して、減免を受けている団体の社協だよりの羅列をしたという中で、子ども会の行事等を目的で団体さんが使うときなどは、そういう対象にしますよということで、今後も今まで使っていなかった団体にはぜひ使っていただきたいということで、社協だよりに載っているのは、社協が福社会館の指定管理者を受けていて、指定管理者として、この利用度を高めることが指定管理をしている一つのうまみになるということもございますので、懸命に広報しているということで、さらにそういう関係団体を増やしたいという意味で、「など」というのをそれぞれの項目につけてございます。

○議長（茅沼隆文）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（草柳嘉孝）

平成２３年ですか、下山議員からご質問があったとおり、規則の改正等を行ったわけですが、なぜそこに至ったかにつきましては、監査委員さんの指摘とかがありました。

あと平成２２年１０月に、事業仕分けの中で、やはり委員さんの中から、町が補填する部分が非常に多くなっているの、その辺について、公平性の部分はどうでしょうかということでご指摘がありました。町は公的な施設なので、料金的には安く設定してあるわけですが、本来は使用料につきましては払っていただくのが一つの原則だと思います。その中で使う方と使わない方もいらっしゃるわけですから、運営していくには税金を投入していくわけですから、当然使わない方の公平性というのも加味しなければいけないところだと考えています。ですから、本来的には、使用料については払っていただいて、そこに特例ではないですけど、市町村

が使う場合ですとか、あとは先ほど議題になっていました福祉目的に使うとか、そういった場合は特例的に減免していきましようよというような、そういった形で成り立っているということでご理解をいただければと思います。

○議長（茅沼隆文）

下山千津子君。

○４番（下山千津子）

私は、福祉とは、町民一人一人が幸せに生きられること。その中心にあるものは命、暮らし、生きがい、そのように解釈してございます。

そこで、ご答弁にありました平成２４年度からの減免団体の適用対象見直しは、受益者負担の適正化や、活動状況、利用状況云々ということで見直しを行ったようでございますが、公益性がない場合は、受益者負担になるのは理解いたします。しかし、公益性がある団体については、福祉会館条例や、第五次総合計画の芸術、文化の振興の基本方針に町民が心豊かな生活を送ることができるようにするため、町民の自主的な芸術、文化活動を推進しますとございます。

その観点から解釈いたしますと、相入れないように思いますが、この点、どのようなお考えをお持ちでしょうか。

○議長（茅沼隆文）

福祉課長。

○福祉課長（遠藤伸一）

ご答弁いたします。公益性のある団体を全て減免するというということではないというふうに考えております。若干、福祉会館と町民センターの設置目的による区分もございまして、先ほど部長からも答弁がございましたように、いわゆる維持管理をしていく。そういう部分では、町民センターであり、福祉会館であり、ある一定の負担をしていく。あるいは減額の基準も統一的であるべきでございまして、加えまして、設置目的で少し変えていくということで、大変恐縮ではございますが、２４年４月１日から、その見直しは半年前の２３年９月にしたわけでございまして、福祉会館においては、先ほど町長の答弁からありましたように、文化関係団体について、２分の１減免から全額負担に変えたという状況でございます。

○議長（茅沼隆文）

下山千津子君。

○４番（下山千津子）

福祉という点では、ちょっと私は理解しがたい点がございまして、いろいろあるんじゃないかなと推測いたしますが、平成２４年度使用料等の減免等該当分が年度途中ではございますが、平成２３年度と比較して、使用料金の額が２００万円ほど減ってしまう可能性があるかと分析されてございますが、その原因は何か把握されてございますか。

○議長（茅沼隆文）

福祉課長。

○福祉課長（遠藤伸一）

お答えいたします。先ほど答弁の中で、減免の金額が、２２から２３に向けて増えたということを申し上げましたけれども、２４年度の今現在の状況としては、確かに議員が社協から少し聞いた情報のとおりでございまして、いわゆる減免をして、町から補填をしていく金額が２００万ほど、２３年度に比較して減ったというような状況でございしますが、その中には、やはり利用状況が少し下がったという状況がございします。その一つの要因としまして、実は、子育てサークルにつきましては、２３年度までは全額免除でございましたが、２分の１負担と少し減額の割合を減らしたという経緯がございまして、そこでの減。町民センターが全額免除でございしますので、そこへ移行したというような状況が一部にあります。

また、２３年度、いわゆる２００万減ったといえますけれども、２３年度につきましては、実は町の主催等の事業での利用、あと東北大震災で主に４月、５月、２階の畳の部屋等を使ったというような部分もありまして、２３年度が少し多かったこと。２４年度においては町民センターへの移行が起こったということで分析をしております。

○議長（茅沼隆文）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（草柳嘉孝）

そういった原因とプラス要因としまして、２００万円ほど減った原因でありますけれども、２０を超える団体が減免という形に、前回までなっていたわけですが、そういう団体の借り方が、一つの部屋だけでなく、かなり複数部屋にわたって、結構減免になるという頭もあったのかもしれないのですけれども、複数部屋にわたって借りていた。そういうところが非常に大きな原因だったと考えています。特に一つ部屋だと、多目的ホールまで押さえると、か、そういうような借り方をされている団体もあったようですから、その辺も影響していると思います。

○議長（茅沼隆文）

下山千津子君。

○４番（下山千津子）

今、草柳部長から２０以上のサークル活動が、ほかの施設に移ったのではないかとご答弁いただきましたが、詳細な団体名、どんなサークル活動がほかのところに施設に移ったという、そういう情報はございますか。

○議長（茅沼隆文）

福祉課長。

○福祉課長（遠藤伸一）

ご質問にお答えします。先ほど私が申し上げたように、子育てサークル、いわゆる母親クラブ的なもの、約３０団体が２３年度まで使っておりまして、そこが全部移ったわけではございませんけれども、その移り込みがあったと。また、文化団体につきましても、調べたところでございますけれども、それほど大きく移っては

いないということで、一番の移った団体がどういう団体ですかという意味では、母親クラブ等のお母さん方でサークルをつくっている団体が一番多かったようでございます。

○議長（茅沼隆文）

下山千津子君。

○４番（下山千津子）

最初に社協だよりのお話をさせていただきましたが、平成２４年１２月３日の社協の理事会の議事録に、福祉会館の利用状況について審議されてございます。紹介しますと、１０月の利用件数が大分減っている。子育てサークルの利用料金がアップしたので、その影響ではないかとのことでしたが、具体的にどうなのか。ほかに要因はないのか。の質問に、事務局が次のとおり説明されました。

まず、１番は、減免率の変更が大きいかと思う。今までただだったのに、どうしてとの申込者の反応があります。例えば、１時間６００円の部屋であれば、子育てサークルなどの団体は２分の１の減免となりましたので、３００円をいただくようになったのですが、ゼロだったものが３００円かかるということで、抵抗があるようです。なお、それらの団体は、地域の自治会館や公民館へ活動の場を移しているということは聞いております。そうすると、今後もずっと減っていく傾向になるということですか。現時点では、そういうことになります。と説明されております。

教育、文化、芸術は、数値で評価できるものではありません。物質的な豊かさよりも、心の豊かさを求める傾向にあるように思いますし、昨今の痛ましい事件を聞くにつれ、次世代を担う大切な子どもたちの心の教育や豊かさが大切に思われる方は多いと思います。

文化振興や、教育については、２分の１減額から全額負担に変更されましたが、福祉会館と町民センターの利用状況によるとございますが、今回、私が町民センターを利用されている団体に、福祉会館が、学習、文化、芸術、スポーツの分野で町民センターのように使用可能ということで、お聞きしましたら、大半の方が認識してございませんでした。このようなことを鑑みますと、統計だけの利用状況で判断されるのは危険に思います。

また、高齢化が進む中で、町民センターが遠いという理由で、やむなく解散をされたというお話も伺ってございます。そういう団体も幾つかございます。町では、芸術、文化活動の活性化を図るため、活動に参加する機会、成果を発表する機会、作品を鑑賞する機会の充実を図ると示されてございます。

南部地域の人口増も推計される中で、今後、ますます町民の生涯学習の場づくりで、近場への町有施設のニーズも増えると思いますが、対応策をどのようにお考えでございましょうか。

○議長（茅沼隆文）

福祉課長。

○福祉課長（遠藤伸一）

お答えいたします。まず、社協の理事会でのお話、あるいは600円が、300円になったというような部分のお話でございますけれども、まず、1時間600円のところが300円、今まではゼロ円だったのが300円になってしまうということで、まさにここら辺につきましては、受益者負担というところでご理解をいただきたいなと。また、社協の理事会での、そのままにしておくとかどんどん減っちゃうと。いわゆる指定管理者が何のPRの努力もしなければ、そういうこともあり得るかもしれませんが、社協としては繰り返し広報に載せていくこと。あるいは今までの使っていた団体には、そういう改正のPRをしていたようでございますけれども、そういう部分で、社協としてさらに努力をしていく。

また、町の文化、あるいは子育て、福祉でございますけれども、当然、町としては、町の事業として、そういうものを活性化させる。あるいは公的な事業として進めていく。それは子育て活動や、地域の自主的な福祉活動、そういう部分については、ある意味、そういう団体を育成していくという役目もございますので、そういう部分については、福祉会館においては、減額、減免をしていくということで、福祉会館の改正をしていったということでございます。

また、文化活動において、確かに多目的ホールでないといけないもの、すなわち町民センターの大会議室では少し食い足りないなと。そのような場合におきましては、町の文化振興という観点を捉えていただいて、ぜひ、町の後援、教育委員会の後援をぜひ申請をしていただいて、そして、今現在のお手元の資料の福祉会館の下の段の医療料金の減免の7番に、その他指定管理者が必要と認めるときと書いてございますが、その中においては、町教育委員会の後援を受け、利用料金の減額を求めた場合、2分の1の減額をするということで、基本料金を見ていただければわかるように、多目的ホールというのは、面積の関係で1時間3,000円と、ほかの会議室は、一番大きい大広間で600円ということで、ある意味、そんなに高い金額ではございませんけれども、町長答弁にもありましたように、多目的ホールは、ある意味、福祉会館ができたときに、町民が大きく望んできたものでございますので、ぜひそういう文化等の発表会等では、町の文化に寄与するということで受けとめることができますので、そのような対応をしていただくよう、文団連のほうからも言っていただければ幸いです。

○議長（茅沼隆文）

保健福祉部長、簡潔に。

○保健福祉部長（草柳嘉孝）

今、課長が申したとおりでございます。先ほど議員がおっしゃいましたとおり、通常の活動は、趣味とかの領域でしたら減免にはならないですけれども、そういったところが広がって、芸術的なものがどんどん広がって、町民の福利厚生とか、福祉の関係に広がっていけば、十分減免の対象になると思いますので、ぜひ、その辺はよろしく願いしたいと思います。

以上です。

○議長（茅沼隆文）

下山千津子君。

○４番（下山千津子）

今、ご答弁いただきましたように、決まりは決まりなんですけれども、名義貸しでない今の町民に利益があるということであれば、その点は憂慮してくださいということで理解させていただきました。

その上で、福社会館条例で、ちょっと確認をさせていただきたいと思いますが、第１１条、利用料金について、別表及び規則に掲げる額の範囲内とし、町長の承認を得るものとする。（利用料金の納付）、第１２条、利用者は、福社会館の利用の許可を受けたときは、指定管理者に対し利用料金を納めなければならない。２、前項の規定にかかわらず、指定管理者は必要があると認められる場合、または規則で定める場合は、利用料金を免除、または減額することができる。（利用料金の不還付）、１３条、機能の利用料金は還付しない。一度納めた料金は還付しないということだと思うんですが、ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部、または一部を還付することができる。１、利用者の責に帰さない理由により利用することができないとき。２、その他、指定管理者が特別の理由があると認めたとき、このようにうたってございますが、福社会館で子どもたちが音楽の発表会というか、コンサートをやる。そういう場合に、一度納めた金額は還付しないということでございますでしょうか。

○議長（茅沼隆文）

福祉課長。

○福祉課長（遠藤伸一）

お答えをいたします。福社会館条例１３条、基本的には（１）に書いてある利用者の責に帰さない理由でと、最近これを適用したのが、東北震災のときに、どうしてもその部屋に入れようと、既に申し込んであって払っていたのを、町のお願いとしてやったので、還付をしたという経緯はございます。（２）にその他、特別な理由とありますけれども、特にこの理由を今までは適用したことはございませんので、今のご質問に端的に答えるならば、まさに条例に定めたとおり、還付をしないというふうにご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（茅沼隆文）

下山千津子君。

○４番（下山千津子）

近隣の市、町の憲章には、必ず文化を高めるとございます。町民の皆さんが元気で住み続けたいと思えるまちづくりに期待しまして、私の質問を終わります。

○議長（茅沼隆文）

これで下山千津子君の一般質問を終了いたします。

これにて、本日予定の一般質問は全て終了いたしました。残りの３名の一般質問を明日予定しておりますので、申し添えます。

それでは、これにて散会いたします。ご苦労さまでした。

午後 4 時 3 0 分 散会